

平成31年度 香川県大学生等奨学金 募集要項

香川県では、意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学等へ進学することが困難な方を支援するために「香川県大学生等奨学金」の貸付けを行っています。

この奨学金の貸付け、返還その他については、香川県大学生等奨学金貸付条例、同施行規則の規定にしたがって行います。お申込みの際には、条例、施行規則および本要項の内容を十分ご確認のうえ、必要書類を提出してください。

- 1 募集期間 平成30年 3月22日(木)～平成30年 5月 2日(水)
- 2 募集人員 100人程度 (平成31年4月に大学等へ入学を予定する人)
- 3 申込資格 (次の(1)～(4)のすべてを満たす必要があります。)

(1) 平成31年4月に大学、短期大学、大学院、専修学校（専門課程）、高等専門学校（第4、5学年）（以下「大学等」という。）へ入学、進級を予定する人で、保護者（父母）またはこれに代わる人が香川県内に居住する人。

(2) 次表の学力基準を満たす人

区 分	基 準
高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校の第3学年、専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する人	在学校の第1学年から第2学年までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上
高等学校等を平成28、29年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業校の第1学年から第3学年までの学習成績の評定を全履修科目について平均した値が3.5以上
大学院に進学を予定する人	学部又は学科における第1年次から第3年次までの学習成績がおおむね上位3分の1以内
高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した人	大学等において特に優れた学習成績を修める見込みがあると認められること

(3) 前年の世帯の収入（父母等の収入の合計）より算出した所得金額から、特別控除額（世帯構成^{※1}、家庭事情により異なります。）を差し引いた金額が、県が定める基準額以下^{※2}であること。

※1 世帯の定義は、3ページの「(1)提出書類 ②住民票の写し」の項を参照

※2 県政策課のホームページに簡易な「家計基準判定表」を掲載しています。

(4) 次の奨学金等を受給していないこと

- ・香川県の医学生修学資金、看護学生修学資金
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金

※（独）日本学生支援機構（旧日本育英会）の給付型奨学金、第一種奨学金（無利息）及び第二種奨学金（利息付）との併給は可能です。

4 貸付金額

学校種別、通学形態に応じたいずれかの貸付月額を選択してください。

県では、一人でも多くの若者に地元香川県に定着してもらえよう、貸付け、返還の両面で特色を設けています（詳細は、5ページの「香川県大学生等奨学金の特色」を参照）。

※1 大学等の所在地が香川県内の場合、通常の貸付月額の最高額に10,000円を加算した貸付月額を選択できます。

※2 奨学生が大学等を卒業後、県内に居住、就業し、一定の条件を満たした場合に、返還額の一部を免除します。

(単位：円)

学校種別	通学形態	貸付月額（いずれかを選択）						
		通常の貸付月額 ※右端の金額が最高月額						
大学	国公立	自宅	—	—	20,000	30,000	45,000	55,000
		自宅外	—	20,000	30,000	40,000	51,000	61,000
	私立	自宅	—	20,000	30,000	40,000	54,000	64,000
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000	74,000
短期大学 高等専門学校 専修学校	国公立	自宅	—	—	20,000	30,000	45,000	55,000
		自宅外	—	20,000	30,000	40,000	51,000	61,000
	私立	自宅	—	20,000	30,000	40,000	53,000	63,000
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	60,000	70,000
大学院	修士課程及び専門 職大学院の課程	50,000 または 88,000						98,000
	博士課程	80,000 または 122,000						132,000
<参考>	香川県内で居住、就業 した場合の一部免除額 ※2	貸付月額のうち 15,000						貸付月額 のうち 25,000

5 利 息 無利息

6 貸付期間、貸付方法

貸付期間は、平成31年4月分から標準修業年限の終期までとします。奨学金は、奨学生本人の口座に原則として毎月振り込みます。

7 連帯債務者、連帯保証人

◎本奨学金を借りる場合には、連帯債務者1人が必要です。連帯債務者は、原則として奨学生の保護者になります。

◎奨学生本人や連帯債務者が返還できなくなった場合に返還する人として、連帯保証人1人が必要です。連帯保証人は、奨学生や連帯債務者と家計が別になっている成人になります。

8 申込手続

(1) 提出書類 (I、IIのいずれかになります。)

- I 「県内の高等学校等に在学する人」と「県内の高等学校等を平成28、29年度に卒業し、大学等に在学していない人」は、まず①、④、⑤の書類を在学中または卒業した高等学校等へ提出のうえ、以降の手続きについて高等学校等の指示に従ってください。
- II 上記I以外の方は、①～⑤の書類すべてをご準備のうえ、県政策課に直接、提出（郵送可、5月2日必着）してください。

①大学生等奨学金貸付予約及び第一種奨学金返還支援対象者認定申込書 (別紙様式第1)

②住民票の写し

◎世帯に属する方全員の住民票の写しです。

◎次のような場合は本人と生計を一にしている家族とみなし、同一世帯員とします。

- ・家計支持者が勤務地に赴任し、別居しているとき。
- ・就学や病気療養のために一時的に別居しているとき。
- ・主として扶養している別居の祖父母がいるとき。
- ・その他、上記のいずれかと同様の状態にあるとき。

③学習の成績を証明する書類

◎それぞれ申込区分に応じた「成績証明書」を添付してください。

申込区分	必要な成績証明書
高等学校等に在学する人	在学校の第1～2学年の成績証明書
高等学校等を平成28、29年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業校の在学中(第1～3学年)の成績証明書
大学院に進学を予定する人	大学等の第1～3年次の成績証明書
高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)に合格した人	文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課発行の「高等学校卒業程度認定試験合格成績証明書」

④世帯の収入を証明する書類

◎「世帯の収入」とは、父と母双方、またはこれに代わって家計を支える人の収入をいいます。

- ・両親がいる世帯の場合は、父と母双方の収入の合計
- ・母子または父子世帯の場合は、母または父の収入
- ・父母に代わる人が家計を支えている世帯の場合は、その人の収入

◎上記の人について、「収入を証明する書類」として次の書類を提出してください。

- ・給与所得者は、平成29年分の源泉徴収票(コピー可)
- ・確定申告者は、平成29年分の確定申告書(控)のコピー

⑤奨学金受給(申込)状況調査及び個人情報取扱いに関する同意書 (別紙様式第2)

◎申込書に記載された個人情報、他の奨学金等の受給・申込状況や学力基準を確認するために利用されること、また、県内企業の就職情報の提供等に使用されることに同意していただきます。

(2) 提出先

申込書類の提出先は、申込区分ごとに次のとおりとなっています。書類に不備がある場合は受け付けることができませんので、十分に確認のうえ、ご提出ください。

申込区分	申込書類の提出先
県内の高等学校等に在学する人	在学中の高等学校等
県内の高等学校等を平成28、29年度に卒業し、大学等に在学していない人	卒業した高等学校等
県外の高等学校等に在学する人	香川県政策部政策課 総務・地方分権グループ 住所：〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10 TEL：087-832-3122
県外の高等学校等を平成28、29年度に卒業し、大学等に在学していない人	
大学院に進学を予定する人	
高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）に合格した人	

9 内定者（採用候補者）の決定

- ◎学習成績と所得の状況等をもとに、内定者（採用候補者）を選考します。
- ◎募集人員を上回る申込みがあった場合には、内定されないことがあります。選考結果は、内定の可否にかかわらず、平成30年7月上旬に申込者本人へ通知します。
- ◎内定者（採用候補者）は、大学等へ入学後に申込書、在学証明書の提出など必要な手続きを行い、正式に採用が決定されます。

10 返 還

奨学金は学生本人に貸し付けられるものであり、卒業後は必ず返還しなければなりません。返還金は後輩の奨学金として貸し付けられるしくみとなっており、返還が円滑に行われないと制度の運用に支障を来すこととなりますので、次の事項に留意のうえ、計画的な返還を行ってください。

- ◎契約時に、借用証書、返還計画書等の提出が必要です。
- ◎連帯債務者、連帯保証人ともに、本人と同様の返還義務があります。
- ◎連帯債務者、連帯保証人、住所、電話番号、氏名等の変更の場合は、変更届の提出が必要です。
- ◎奨学金の返還を延滞すると、年10.75%の割合で延滞金が課せられます。分割金の遅延が3回分に達した場合は、期限の利益を喪失します。
- ◎返還は貸付終了後1年が経過したときから始まります。ただし、卒業後も引き続き在学（大学院への進学など）するときは、申請により返還を猶予する場合があります。
- ◎本人の死亡や著しい障害等により返還が困難であると認められるときには、未返還額の全部または一部が免除される場合があります。

▼返還計画例▼（大学、貸付期間48カ月の場合）

（注）端数は、最終回で調整します。

区 分	貸付月額	返還総額	返還月賦額	返還回数(期間)	
国公立	自 宅	45,000 円	2,160,000 円	12,857 円	168 回(14 年)
	自宅外	51,000 円	2,448,000 円	13,600 円	180 回(15 年)
私 立	自 宅	54,000 円	2,592,000 円	14,400 円	180 回(15 年)
	自宅外	64,000 円	3,072,000 円	14,222 円	216 回(18 年)
自宅・自宅外 共通		30,000 円	1,440,000 円	9,230 円	156 回(13 年)

香川県大学生等奨学金の特色

1 若者の地元定着の促進

(1) 県内の大学等に進学した場合の貸付額の加算

内定者（採用候補者）が県内の大学等に進学した場合には、学校種別、通学形態に応じた通常の貸付月額の高い方の金額に 10,000 円を加算した貸付月額を選択できます。

加算された 10,000 円は、次項（2）に記載する条件を満たした場合に、返還免除の対象となります。

(2) 卒業後、県内で居住、就職した場合の一部免除

奨学生が大学等を卒業後、県内に居住し、県内で就業している場合に、奨学金の返還額の一部を免除します。

◎対象者は、次の ①～③の条件すべてを満たす人です。

①卒業後 3 年以内（※）に県内で居住していること

②卒業後 3 年以内（※）に県内で就業していること（アルバイト等は不可）

- ・県内に本社を有する会社に雇用されていること
- ・県内の個人事業者に雇用されていること
- ・県外に本社を有する会社の県内支店（本社は不可）に採用されていること
- ・県内で個人事業（農業、営業など）を営み、確定申告をしている、または申告書において事業専従者として記載されていること

③県内に居住、就業してから引き続き 3 年間経過していること

◎一部免除の額は、次のとおりとなります。

- ・一部免除の条件に該当すれば、一律に「15,000 円×貸付月数」に相当する額を免除
- ・一部免除の条件に該当し、前項（1）に記載する 10,000 円を加算した月額の貸付けを受けた月がある場合には、上記の「15,000 円×貸付月数」に相当する額に加え、「10,000 円×加算を受けた月数」に相当する額をさらに免除

※平成 30 年 2 月香川県議会定例会において、香川県大学生等奨学金貸付条例の一部を改正する条例議案が可決された場合に効力を生じます。

2 多子世帯への配慮

安心して子どもが育てられる環境づくりに資するため、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られるよう、就学中、就学前の子どもが 3 人以上いる世帯の子を優遇するしくみを設けています。

- ・対象となるのは、奨学金を申し込む本人を含め、就学中、就学前の子（社会人等は除く）が 3 人以上いる世帯です。
- ・奨学生の選考では、世帯の所得金額から各種の控除を行った後の金額を審査の対象とします。このとき、多子世帯においては、2 人を超える 1 人について一定金額の特別控除を行います。

<お問合せ先>

香川県政策部政策課 総務・地方分権グループ

住所：〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1-10

TEL：087-832-3122、FAX：087-806-0234